



更新メールサービス申し込み

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ① ワンストップサービスの対象となる届書～障がい者特例・受取機関変更届もワンストップサービスの対象～

年金広報 | 2015.11.15 11月号（通巻677号）Vol.32



実務担当者のための
年金講座 第6回

掲載：2015年11月15日



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化施行から1ヶ月経過！ ワンストップサービスなどで気をつけたいことは？

一元化がスタートし、1か月あまりが経過しました。

現場での戸惑いは続きますが、今月は基本に立ち返り、ワンストップサービスの対象となる届書、ならない届書を整理し直しました。

あわせて、最後のコメント欄で、現場では、いま、どのような手続処理で疑問を生じているのか、この手続はどうすればいいのかという質問をお寄せいただければと考えております。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

ワンストップサービスの対象となる届書 ～障がい者特例・受取機関変更届もワンストップサービスの対象～

(1) 障がい者特例の請求は、ワンストップサービスの対象

診断書やレントゲンフィルムの添付を伴う障がい年金の請求については、ワンストップサービスの対象となりませんが、障がい者特例の請求については、診断書の診査も含め、ワンストップサービスの対象となりますので、注意が必要です。

(2) 遺族厚生年金の請求は、短期要件・長期要件とも、ワンストップサービスの対象

被保険者だった間に、初診日がある傷病により、その初診日から起算して5年を経過する日前に死亡した場合については、遺族厚生年金を決定・支給するのはその初診日の属する実施機関ですが、遺族厚生年金の請求については、ワンストップサービスの対象となります。あわせて、障がい等級1級・2級に該当する障がいの状態にある障がい厚生年金の受給権者が死亡した場合にも、遺族厚生年金を決定・支給するのは、その初診日の属する実施機関ですが、その遺族厚生年金の請求については、ワンストップサービスの対象となります。なお、請求書には、原則として、診断書等の添付が必要となります。ここもわかりにくいところです。

(3) 共済組合・私学事業団の「旧3階部分（旧職域年金相当部分）」もワンス

実務担当者のための 年金講座

- ① ワンストップサービスの対象となる
届書～障がい者特例・受取機関変更届も
ワンストップサービスの対象～
- ② ワンストップサービスの対象とな
らない届書～障がい年金の請求書・特定警
察職員等の特別支給の老齢厚生年金の請
求書～
- ③ 同時に提出しなければならない届書
～離婚分割の標準報酬の改定請求書・老
齢厚生年金の繰り上げなど～
- ④ 老齢厚生年金と退職共済年金の繰り
下げについて～一元化の前に繰り下
げ請求したと取り扱われる事例など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰り上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



トップサービスの対象

地方公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、私学事業団の決定・支給する「**旧3階部分（旧職域年金相当部分）**」については、特別支給の老齢厚生年金の請求をしたことをもって、請求したものとみなす取り扱いをします。特別支給の老齢厚生年金の請求は、ワンストップサービスの対象ですので、「**旧3階部分（旧職域年金相当部分）**」の請求についても、ワンストップサービスの対象ということになります。

同様に、遺族厚生年金（ワンストップサービスの対象）についても、遺族厚生年金の請求をしたことをもって、「**旧3階部分（経過的職域加算額）**」「**【遺族共済年金】**」の請求をしたものとみなす取り扱いとなりますので、ワンストップサービスの対象ということになります。

（4）金融機関の変更届も、ワンストップサービスの対象

年金を振り込む金融機関の変更届についても、ワンストップサービスの対象です。たとえば、共済組合から支給される厚生年金であっても、その受取機関変更届については、年金事務所で受ける取り扱いとなっています。つまり、受付した実施機関の厚生年金の給付がない場合であっても、ワンストップサービスの対象となります。

ワンストップサービスの対象となる、主なものをまとめました。

原則として、一元化後に受給権が発生したものと捉えてください。

ワンストップサービスの対象となる主な届書

- 障がい者特例の請求書
- 遺族厚生年金の請求書（短期要件・長期要件のいずれも）
- 共済組合の旧3階部分（老齢年金・遺族年金）【旧職域年金相当部分・経過的職域加算額】
- 年金受給権者の住所変更届、（金融機関の）受取機関変更届、氏名変更届
- 离婚分割の情報提供請求書、標準報酬改定請求書
- 死亡届・未支給年金請求書
- 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）など

▶ 次へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

● このページのトップへ



更新メールサービス申し込み

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ② ワンストップサービスの対象となる届書～障がい年金の請求書・特定警察職員等の特別支給の老齢厚生年金の請求書～

年金広報 | 2015.11.15 11月号（通巻677号）Vol.32



実務担当者のための
年金講座 第6回

掲載：2015年11月15日



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化施行から1ヶ月経過！ ワンストップサービスなどで気をつけたいことは？

一元化がスタートし、1か月あまりが経過しました。

現場での戸惑いは続きますが、今月は基本に立ち返り、ワンストップサービスの対象となる届書、ならない届書を整理し直しました。

あわせて、最後のコメント欄で、現場では、いま、どのような手続処理で疑問を生じているのか、この手続はどうすればいいのかという質問をお寄せいただければと考えております。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

ワンストップサービスの対象となる届書 ～障がい年金の請求書・特定警察職員等の特別支給の老齢厚生年金の請求書～

(1) 特定警察職員・特定消防職員の特別支給の老齢厚生年金の請求書

特定警察職員・特定消防職員の特別支給の老齢厚生年金の請求書は、8月号で述べてきたとおり、ワンストップサービスの対象とはなりません。

しかし、これらの該当者の、年金決定後の各種届出については、通常の方と同様に、ワンストップサービスの対象となります。

したがって、ワンストップサービスの対象外の特定警察職員・特定消防職員が、特別支給の老齢厚生年金を受給していて、その後死亡し、遺族厚生年金の請求を妻が行う場合は、ワンストップサービスの対象となります。一度ワンストップサービスの対象外になったら、死ぬまで対象外、死んでも対象外ということではありませんので、注意が必要です。

(2) 障がい年金の請求は初診日のある実施機関に提出

8月号で詳細に述べたように、ワンストップサービスの対象となるのは、医師の診断書を添付する必要がある障がい年金の請求書などです。

繰り返しになりますが、障がい年金の請求書は初診日に加入していた実施機関に提出しなければなりません。

初診日が市役所に勤務中（第3号厚生年金被保険者期間中）であれば、障がい厚生

実務担当者のための 年金講座

- ① ワンストップサービスの対象となる届書～障がい者特例・受取機関変更届もワンストップサービスの対象～
- ② ワンストップサービスの対象となる届書～障がい年金の請求書・特定警察職員等の特別支給の老齢厚生年金の請求書～
- ③ 同時に提出しなければならない届書～離婚分割の標準報酬の改定請求書・老齢厚生年金の繰り上げなど～
- ④ 老齢厚生年金と退職共済年金の繰り下げについて～一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰り上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



年金の請求は、その属していた実施機関、この場合ですと、地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会）に提出するということになります。

なお、この場合、家の近所に、他の実施機関、例えば年金事務所があるからといって、年金事務所に提出することは、残念ながらできません。

初診日が民間の事業所に勤務中（第1号厚生年金被保険者期間中、一般厚年期間中）であれば、障がい厚生年金の請求は、もちろん、年金事務所に提出するということになります。

（3）共済組合・私学事業団の「新3階部分（退職等年金給付）」はワンストップサービスの対象外

地方公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、私学事業団の決定・支給する「新3階部分（退職等年金給付）」については、ワンストップサービスの対象とはなりません。

退職等年金給付というのは、公的年金とはまったく別制度の「公務員版企業年金」といえるものです。厚生年金基金が年金事務所で手続ができないように、退職等年金給付も年金事務所では請求手続をできないと理解するといいでしよう。

新3階部分、すなわち退職等年金給付の請求については、加入していた共済組合・私学事業団で手続をすることになります。

ワンストップサービスの対象外の届書をまとめると、主なものは、次のとおりです。

ワンストップサービスの対象とならない主な届書

- 障がい年金の請求書
- 特定警察職員・特定消防職員の特別支給の老齢厚生年金の請求書
- 共済組合・私学事業団の新3階部分（退職等年金給付）
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（年次ハガキ）
- 現況届（ハガキ形式）
- 脱退一時金請求書など

（4）『政省令対応版 被用者年金一元化ガイドシート』を発行

政省令対応版の『被用者年金一元化ガイドシート』（社会保険研究所）を11月に発行いたしました。

年金相談の窓口業務に資するように、ワンストップサービスの対象となる届書の情報を加筆し、充実した内容にしました。

一元化後に受給権の発生した遺族厚生年金は、短期要件・長期要件とも、ワンストップサービスの対象になります。死亡届・未支給年金請求書も同様です。

これらの情報を、1面で、コンパクトにまとめたのが、『政省令対応版 被用者年金一元化ガイドシート』です。

また、あらたに、「一元化後の在職年金の支給停止のフローチャート」も登載し、激変緩和の対象となる人とそうでない人を、フローチャート図から見てわかるように表示しました。

経過的寡婦加算や振替加算のように、一元化後に受給権の発生したもので、1円単位となる年金給付額と、中高齢寡婦加算や加給年金額のように、一元化後に受給権の発生したもので、100円単位が変わらない年金給付額の主なものについて、一覧表にして見やすく掲載しました。

年金事務所などの現場で使われる「一般厚年」「公務員厚年」「私学厚年」などの略称も、法律上の正規名称の欄に書き加え、登載しています。

年金相談会では、この1冊を手元に置いておくと、公務員の加入歴のある相談者がお見えになつても、落ち着いて対応することができます。一元化後の年金相談会には、欠かすことのできないグッズとなっています。

[▶ | 次へ](#)

[❶ 年金講座 パックナンバーはこちら](#)

[▲ このページのトップへ](#)

[▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報について](#) [▶ サイトマップ](#) [▶ お問い合わせ](#)

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



更新メールサービス申し込み

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ③ 同時に提出しなければならない届書～離婚分割の標準報酬の改定請求書・老齢厚生年金の繰り上げなど～

年金広報 | 2015.11.15 11月号（通巻677号）Vol.32



実務担当者のための
年金講座 第6回

掲載：2015年11月15日



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化施行から1ヶ月経過！ ワンストップサービスなどで気をつけたいことは？

一元化がスタートし、1か月あまりが経過しました。

現場での戸惑いは続きますが、今月は基本に立ち返り、ワンストップサービスの対象となる届書、ならない届書を整理し直しました。

あわせて、最後のコメント欄で、現場では、いま、どのような手続処理で疑問を生じているのか、この手続はどうすればいいのかという質問をお寄せいただければと考えております。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

同時に提出しなければならない届書 ～離婚分割の標準報酬の改定請求書・老齢厚生年金の繰り上げなど～

(1) 老齢厚生年金の繰上げ請求・離婚分割に関する標準報酬改定請求書

ワンストップサービスの「対象となる届書」と「対象とならない届書」と、区分けの概念が異なる届書の種類がありますので、整理しておきましょう。

「同時に提出」しなければならない届書です。

たとえば、二以上の種別の厚生年金期間を有する者の老齢厚生年金の繰上げ請求については、それぞれの実施機関の老齢厚生年金について、同時にわなければなりません。1号厚年期間に基づく厚生年金は繰り上げるが、3号厚年期間に基づく厚生年金（共済年金）は繰り上げない、ということはできません。

なお、この場合の繰上げ請求書は、いずれの実施機関にも提出することができます。つまり、ワンストップサービスの対象となります。

また、離婚分割に関し、二以上の種別の厚生年金期間を有する者の標準報酬の改定請求についても、他の種別の期間に係る改定請求と同時にわなければならないことになりました。

(2) 老齢厚生年金の繰下げ請求書

「公務員の加入期間が30年と民間企業の加入期間が5年」という受給権者の場合、一元化前は、加給年金額の加算された退職共済年金は65歳から受給し、加入期

実務担当者のための 年金講座

- ① ワンストップサービスの対象となる届書～障がい者特例・受取機関変更届もワンストップサービスの対象～
- ② ワンストップサービスの対象とならない届書～障がい年金の請求書・特定警察職員等の特別支給の老齢厚生年金の請求書～
- ③ 同時に提出しなければならない届書～離婚分割の標準報酬の改定請求書・老齢厚生年金の繰り上げなど～
- ④ 老齢厚生年金と退職共済年金の繰り下げについて～一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



間が5年と短い老齢厚生年金は、65歳から受給せずに、受給額を増やすために70歳から繰り下げて受給する、ということが可能でした。

しかしながら、一元化後は、このような受給の仕方はできません。同時に請求しなければなりません。

したがって、このような事例では、繰り下げ受給をしようとして待機していた老齢厚生年金の受給権者は、原則として、一元化の施行日の前日、つまり、平成27年9月30日に請求があったものとみなす、という取り扱いをされることとなりました。

このため、繰り下げ請求書等の提出が必要になることから、各実施機関では、必要な案内および勧奨等を行うことになっています。

同時に提出しなければならない届書の主なものは、次のとおりです。基本的に、ワンストップサービスの対象になります。

同時に提出しなければならない主な届書

- 2つ以上の種別の老齢厚生年金を有する者の、離婚分割に関する標準報酬改定請求書
- 2つ以上ある老齢厚生年金の繰り上げ
- 2つ以上ある老齢厚生年金の繰り下げ
- 年金請求書に付随する扶養親族等申告書は、実施機関ごとにそれぞれ提出する。



▶ | 次へ

❶ 年金講座 バックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



[更新メールサービス申し込み](#)



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ④ 老齢厚生年金と退職共済年金の繰り下げについて～一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例など～

年金広報

2015.11.15 11月号 [通路677号] Vol.32



実務担当者のための 年金講座 第6回

掲載：2015年11月15日

一元化施行から1ヶ月経過！ ワンストップサービスなどで気をつけたいことは？



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『被用者年金制度一元化的概要と制度的差異の解消について』（「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部）

一元化がスタートし、1か月あまりが経過しました。

現場での戸惑いは続きますが、今月は基本に立ち返り、ワンストップサービスの対象となる届書、ならない届書を整理し直しました。

あわせて、最後のコメント欄で、現場では、いま、どのような手続処理で疑問を生じているのか、この手続はどうすればいいのかという質問をお寄せいただければと考えております。質問はなるべく具体的に記述していただき、法律上の解釈についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。

回答はすべてホームページ上からとさせていただきます。なお、すべての質問に回答することはできませんが、紙面づくりの参考にさせていただきます。

老齢厚生年金と退職共済年金の繰り下げについて ～一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例など～

一元化後は、老齢厚生年金と退職共済年金は同時に繰り下げしなければいけなくなりました。したがって、次のような事例の取り扱いは、（1）（2）のようになります。

（1）一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例

昭和24年5月10日生まれの男性。共済に38年、厚生年金に5年加入。平成26年5月に65歳となり、加給年金額が加算されるので、退職共済年金は65歳から受給していましたが、老齢厚生年金については、金額が少ないので、いくらかでも増額しようと思い、70歳で繰り下げ受給しようと待機していました。

この場合は、平成27年9月30日に繰り下げ受給する取り扱いがとられ、繰り下げ支給率は、66歳4か月で、11.2%の増額となります。

なお、対象の方には、該当する実施機関（この事例の場合は日本年金機構）から、勧奨の通知が届けられる予定となっています。

【一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例のイメージ図】

実務担当者のための 年金講座

- ① ワンストップサービスの対象となる届書～障がい者特例・受取機関変更届もワンストップサービスの対象～
- ② ワンストップサービスの対象とならない届書～障がい年金の請求書・特定警察職員等の特別支給の老齢厚生年金の請求書～
- ③ 同時に提出しなければならない届書～離婚分割の標準報酬の改定請求書・老齢厚生年金の繰り上げなど～
- ④ 老齢厚生年金と退職共済年金の繰り下げについて～一元化の前日に繰り下げ請求したと取り扱われる事例など～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】

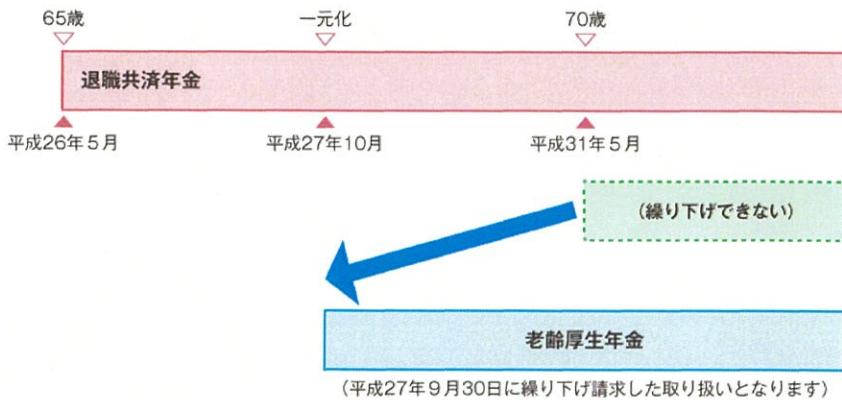
お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance





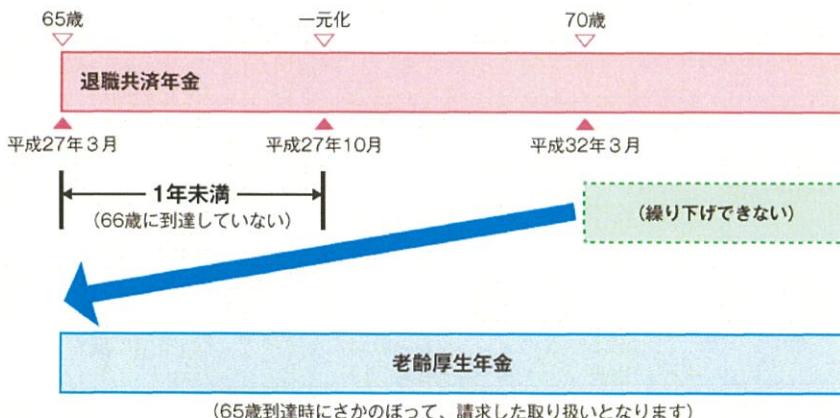
なお、生年月日が昭和23年11月30日生まれの男性（年金加入歴は上記の事例と同じと設定）で、64歳時点（平成24年11月）で、加給年金額が加算されている事例についても同様の取り扱いとなります。つまり、66歳10か月での繰り下げ請求となり、増額する割合は、15.4%となります。

（2）繰り下げ請求ができない事例

昭和25年3月3日生まれの男性。共済に38年、厚生年金に5年加入。平成27年3月に65歳となり、加給年金額が加算されるので、退職共済年金は65歳から受給していたが、老齢厚生年金については、金額が少ないので、いくらかでも増額しようと思い、70歳で繰り下げ受給しようと待機していました。

この場合は、65歳で退職共済年金の請求をしてから、平成27年9月30日にまで、1年が経過しておらず、66歳に達していないので、繰り下げ受給することはできず、65歳に遡及して老齢厚生年金の請求をする取り扱いになります。

【繰り下げ請求ができない事例のイメージ図】



◀ | 前へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

この記事はいかがでしたか？
ボタンを押して評価してください。

良かった

良くなかった

どちらでもない

手続きなどで疑問を感じている事項について、
情報をお寄せ下さい。

送信

▲ このページのトップへ

